

○ 特別枠

(令和7年4月1日更新)

【特別枠 スマート農業推進枠】

- (特別-1) スマート農業推進枠（ICTやロボット技術等の先端技術導入）の考え方いかん。
- (特別-2) スマート農業推進枠において、より高い成果目標（15%以上）を設定する場合に支援できる関連費用はどのようなものか。

【特別枠 施設園芸エネルギー転換枠】

- (特別-3) 施設園芸エネルギー転換枠ではどのような取組が支援対象となるのか。（修正）
- (特別-4) 既存の産地パワーアップ計画がある場合、どのように計画を立てればよいのか。
- (特別-5) 成果目標の考え方いかん。
- (特別-6) 施設園芸エネルギー転換枠の面積要件いかん。
- (特別-7) 支援対象となる省エネ機器や内部設備とはどういったものか。
- (特別-8) 既に重油ボイラーとヒートポンプをハイブリッド利用していて、更にヒートポンプを増設するような取組は対象外か。
- (特別-9) 「施設園芸エネルギー転換枠」という名称であるが、ヒートポンプ等の省エネ機器を設置する際には、燃油ボイラーは撤去しなくてはならないのか。
- (特別-10) 燃油の使用量についてどのように確認したらよいか。また、現状値についてはどのように決定すればよいか。
- (特別-11) 当該枠は施設園芸等燃油価格高騰対策に確実に加入する者が助成対象となっているが、要望調査時点で加入していない者が確実に加入することの確認手段（確約書等の書類を提出する必要があるのか）や、対策に加入したかどうかの確認はどのようにしたらよいか。
- (特別-12) ヒートポンプ設置に係る費用として、高調波抑制対策経費についても該当となるか。（追加）
- (特別-13) ヒートポンプ設置に係る費用として、キュービクル（高圧受電設備）についても対象となるか。（追加）

【特別枠 持続的畑作確立枠】

- (特別-14) 持続的畑作確立枠はどのような取組が実施できるのか。（修正）

【特別枠 土地利用型作物種子枠】

- (特別-15) 土地利用型作物種子枠の考え方いかん。（追加）
- (特別-16) 成果目標②「10a当たりの労働時間を10%以上削減」について、労働時間の考え方いかん。
- (特別-17) 成果目標④「高温耐性品種・多収品種・米粉専用品種の種子の生産面積について、a新規に作付けを行う場合は、0.5ha以上で実施、b前年に作付実績がある場合は、

0. 5ha 以上拡大又は5%以上拡大のどちらか拡大面積が大きい目標を選択」について、
高温耐性品種、多収品種及び米粉専用品種のそれぞれの定義いかん。（追加）

（特別－18）乾燥機は補助対象となるか。（追加）

（特別－19）農業機械の規模算定の考え方いかん。（追加）

【特別枠 スマート農業推進枠】

(特別－１) スマート農業推進枠（ＩＣＴやロボット技術等の先端技術導入）の考え方がいかに。

(答)

- 1 生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するＩＣＴやロボット技術等を活用した取組を支援するため、優先枠を設けて積極的に支援することとしている。
- 2 具体的には、事業効果の発現が見込まれる
 - ① 農業機械の自動操舵システム
 - ② 農業用ドローン及びその他自動航行機能を有する農業用無人航空機
 - ③ 高度環境制御システム等の取組に対する支援を想定している。

(特別－２) スマート農業推進枠において、より高い成果目標（15%以上）を設定する場合に支援できる関連費用はどのようなものか。

(答)

- 1 スマート農業推進枠において、より高い成果目標（15%以上）を設定する場合は、1年間に限り、1取組主体当たり100万円を上限として成果目標の達成に寄与するソフト経費を定額助成することが可能。
- 2 具体的には、オペレーター養成費（農業用ドローンの操縦技能講習会への出席費用等）、技術コンサルタント料、旅費、役務費（データ分析にかかる費用等）、保険料等がスマート農業技術の円滑な導入・定着に必要な経費として助成対象となる。

【特別枠 施設園芸エネルギー転換枠】

(特別－３) 施設園芸エネルギー転換枠ではどのような取組が支援対象となるのか。

(答)

- 1 現状、施設園芸の導入加温設備の多くは重油ボイラーであり、燃油価格の影響を大きく受ける経営となっている。省エネ化と経営の安定化を図るため、加温設備を有する施設園芸産地を対象に、新たに「施設園芸エネルギー転換枠」を設けて、枠の範囲内で、ヒートポンプ等の省エネ機器及び内部設備のリース導入等を支援する。（既存の収益性向上対策でも省エネ機器の導入は可能であったが、施設園芸のエネルギー転換を主眼とした産地パワーアップ計画を策定できるものとして、R3補正で新たに当該枠を設けたところ。）
- 2 生産支援事業（基金事業）は本来ならば設置費は支援対象外であるが、燃油価格高騰の状況を踏まえ、エネルギー転換を早急に進め、農業者の負担軽減を図るため、特別枠に限って臨時的に省エネ機器等の設置費も支援対象とすることとした。
- 3 また、当該枠はエネルギー転換を推進する特別枠であるため、化石燃料を使用する加温設

備（重油ボイラー等）を有さないハウスは支援対象外である（例えば、重油ボイラーのないパイプハウスに当該枠を利用してヒートポンプをリース導入する取組は支援対象とならない）。加えて、省エネ機器の単純な更新、省エネ機器を有さないハウスへの内部設備のみの導入は支援対象外である。

（特別－４）既存の産地パワーアップ計画がある場合、どのように計画を立てればよいのか。

（答）

施設園芸エネルギー転換枠は、まさに施設園芸のエネルギー転換を図ることを目的とした枠であり、既存の計画と趣旨が異なることから、既存の産地パワーアップ計画と別に新たに産地パワーアップ計画を立てることができるものとする。

（特別－５）成果目標の考え方いかん。

（答）

- 1 成果目標として以下のいずれかの目標を設定することとしている。
 - ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大
 - ② 燃油使用量の15%以上の低減
- 2 具体的には、成果目標①は、産地における全体の加温栽培面積のうち、省エネ機器を導入した加温栽培面積を目標年度までに産地全体の50%以上とすることを指す。
- 3 成果目標②は、省エネ機器等の導入により、産地における燃油使用量（購入量）を目標年度までに15%以上低減することを指す。

※ 産地の取り方は産地パワーアップ事業（収益性向上対策）と同様に、一定のまとまりを持って農業生産が行われる農地のほか、同じ品目で広域的に連携する場合等も含まれるものとする。

（特別－６）施設園芸エネルギー転換枠の面積要件いかん。

（答）

- 1 産地の合計面積が産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件を満たすものとする。
- 2 なお、品目横断的に産地を定義してエネルギー転換を図る場合には、産地の合計面積が、面積要件の最も大きな品目の要件を満たすものとする。

（例）施設花きと施設野菜とでまとまって産地を定義する場合、面積要件の大きな施設野菜（施設花き3ha以上、施設野菜5ha以上）の要件に合わせる事となるため、当該産地は5ha以上である必要がある）

(特別一七) 支援対象となる省エネ機器や内部設備とはどういったものか。(修正)

(答)

- 1 省エネ機器については、原則として燃油や灯油等の化石燃料を使用しない加温機（ヒートポンプや木質バイオマスボイラー等）を指す。また、空気を温める加温機に限らず、例えば養液を温めるような加温機についても、産地パワーアップ計画や取組主体計画を立てられるならば対象となる。
- 2 内部設備については、循環扇や多段式サーモ、内張カーテン、保温性が高くその導入効果が継続して見込まれる高性能な被覆資材など、化石燃料の使用低減に資するハウスの内部設備を指す。なお、内部設備を導入するに当たっては、省エネ機器の導入に併せて導入するか、省エネ機器を有するハウスに導入する場合のみ対象としており、内部設備のみを導入する場合は対象とならないので御留意いただきたい。

(特別一八) 既に重油ボイラーとヒートポンプをハイブリッド利用していて、更にヒートポンプを増設するような取組は対象外か。

(答)

更に増設する場合も、産地パワーアップ計画や取組主体事業計画を立てられるならば、支援対象となる。

(特別一九) 「施設園芸エネルギー転換枠」という名称であるが、ヒートポンプ等の省エネ機器を設置する際には、燃油ボイラーは撤去しなくてはならないのか。

(答)

燃油ボイラーを撤去する必要はなく、省エネ機器と燃油ボイラー等をハイブリッド利用していただければ問題ない。当該枠は、燃油等の化石燃料の使用量を削減していただくことを主眼とした事業である。

(特別一〇) 燃油の使用量についてどのように確認したらよいか。また、現状値についてはどのように決定すればよいか。

(答)

- 1 原則的に、期間中に購入した燃油量として把握することとする。ただし、厳密に燃油使用量を測定でき、燃油使用量に係る証拠書類を示すことができる場合にはこの限りでない。
- 2 現状値については、原則、事業実施前過去3年間の平均使用量とする。ただし、過去3年間の使用量を用意できない事情があれば、直近の使用量に替えていただいても構わない。

(特別一一) 当該枠は施設園芸等燃油価格高騰対策に確実に加入する者が助成対象となっているが、要望調査時点で加入していない者が確実に加入することの確認手段（確約書等の書類を提出する必要があるのか）や、対策に加入したかどうかの確認はどのようにしたらよいか。

(答)

- 1 事業申請時には、取組主体事業計画の様式（（別記2）別記様式第5号（取組主体事業計画））において、「誓約・同意事項」の欄を作っているため、こちらにチェックを記入いただくことで、誓約・同意をされたものとして確認する。
- 2 また、対策に加入したかどうかについては、事業評価時に、取組主体が加入をしていたか御確認いただきたい。なお、事業実施年度から事業評価年度まで毎年度、当該対策に加入いただくことが必要である。

（特別-12）ヒートポンプ設置に係る費用として、高調波抑制対策経費についても該当となるか。（追加）

（答）

下記の条件を満たし、ヒートポンプの設置と一体的に高調波抑制装置の設置等による高調波抑制対策を行う場合、対象となり得る。

- ① 当該ヒートポンプの設置に際して、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」に基づき電力会社と協議した結果、高調波抑制対策が必要と判定された場合
- ② 総合電圧ひずみ率が国のガイドラインに規定された高調波環境目標レベル（総合電圧ひずみ率が6.6kV配電系統で5%、特別高圧系統で3%）を超えている又は超える可能性が高い地域において、一般送配電事業者による測定調査等により高調波抑制対策が必要と判定された場合

（特別-13）ヒートポンプ設置に係る費用として、キュービクル（高圧受電設備）についても対象となるか。（追加）

（答）

ヒートポンプ等の省エネ機器を設置する施設において、省エネ機器の使用のみにより高圧の電気契約が必要となる場合、省エネ機器と一体的に設置するキュービクルを対象とする。

ただし、原則リース導入とし、一体的に設置する省エネ機器のリース期間と同年数以内のキュービクルのリース料金と設置費を支援対象とする。

【特別枠 持続的畑作確立枠】

（特別-14）持続的畑作確立枠はどのような取組が実施できるのか。（修正）

（答）

- 1 畑作地域において、難防除病害虫の発生や労働力不足等が地域の重要課題となる中、需要に応じた持続的な生産体系の確立を図るためには、地域の関係者が連携し、作付体系や機械作業体系等の抜本的な改革を早急に進めていく必要がある。
- 2 このため、より効果的な取組の推進に向けて、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業による支援に加え、産地自らが地域の営農戦略として定める産地パワーアップ計画（収益性向上対策）に基づく持続的な生産体系の確立に向けた取組を支援するため、「持続的畑作確立枠」を設けて積極的に支援することとしている。

- 3 具体的には、かんしょ、ばれいしょ、豆類、てん菜等の生産基盤を強化するために必要となる農業機械等の導入（又はリース導入）について枠の範囲内で支援する。
- 4 なお、本枠としての採択に当たっては、畑作地域における持続的な生産体系の確立につながる成果目標を別途設定することが必要。

【特別枠 土地利用型作物種子枠】

(特別-15) 土地利用型作物種子枠の考え方いかん。(追加)

(答)

土地利用型作物種子（稲、麦（小麦、大麦及び裸麦をいう。）及び豆類の種子をいう。）の生産において、作業の効率化による労働負担の軽減や新規種子生産者の参入促進を図るために必要となる農業機械等の導入を支援するため、特別枠を設けて積極的に支援することとしている。

なお、本枠としての採択に当たっては、持続的な種子生産体制の構築や高温耐性・多収等のニーズに対応した種子の増産につながる成果目標を別途設定することが必要。

(特別-16) 成果目標②「10a 当たりの労働時間を 10%以上削減」について、労働時間の考え方いかん。(追加)

(答)

労働時間は、産地全体の労働時間を対象とし、導入機械に該当する播種・田植や収穫等の基幹作業毎の労働時間で判断するものとする。

(特別-17) 成果目標④「高温耐性品種・多収品種・米粉専用品種の種子の生産面積について、a 新規に作付けを行う場合は、0.5ha 以上で実施、b 前年に作付実績がある場合は、0.5ha 以上拡大又は5%以上拡大のどちらか拡大面積が大きい目標を選択」について、高温耐性品種、多収品種及び米粉専用品種のそれぞれの定義いかん。(追加)

(答)

高温耐性品種、多収品種、米粉専用品種のそれぞれの定義は以下のとおりとする。

高温耐性品種：（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種。

多収品種：栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収よりおおむね1割以上高い品種。

米粉専用品種：「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）」で定める米粉用向け専用品種。

(特別-18) 乾燥機は補助対象となるか。(追加)

(答)

種子生産農家が、種子生産用の乾燥機を導入する場合には、補助対象とする（設置費を除く）。なお、整備事業の補助対象となっている穀類乾燥調製貯蔵施設や乾燥調製施設の内部施設である乾燥施設は対象とならない。

(特別-19) 農業機械の規模算定の考え方いかん。(追加)

(答)

原則、種子生産面積で規模算定を行う。

ただし、種子生産は一般栽培に比べて手作業を前提とした労働集約型の作業体系となっていることから、種子生産農家は種子栽培と一般栽培を、同一機械を用いて一体的に生産している場合が少なくないことを踏まえ、種子栽培と一般栽培を、同一機械を用いて生産する場合において、

① 種子生産面積に種子と同品目の一般栽培面積を加算した面積 又は

② 種子生産面積のおおむね5倍

のうち小さい面積を選択し規模算定してよいものとする。